



時事寸考

こんにちは、施設長・医師の吉田晴彦です。以下の記事は、東京都健康安全研究センターのインフルエンザ情報第5号(12月18日発行)に基づきます。今年のインフルエンザは立ち上がりが遅いと言われていましたが、12月第2週(12/7~12/13)に入っついに増え始めました。定点当たり患者報告数は台東・世田谷・杉並の3区で流行の目安とされる1.0を超えました。東京都全体では0.44で、昨年同期の10.15をまだはるかに下回っています。国立感染症研究所発行の病原微生物検出情報(IASR)等によると、12/17までに、12都県からAH1pdm09、18都道府県からAH3亜型、14都道府県からB型が報告されています(東京都は3種ともということですね)。ここ数年はAH3亜型がインフルエンザの中心だったのですが、今シーズンはAH1pdm09が久しぶりに登場しました。

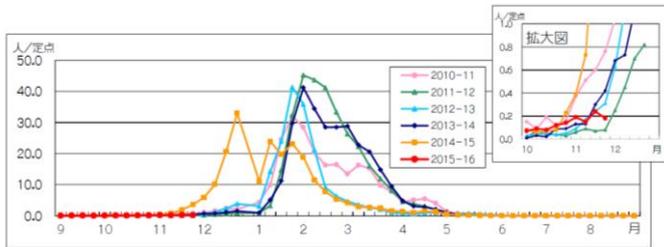


図1. インフルエンザ定点\*当たり患者報告数の推移(東京都)

AH1pdm09は2009年に世界的に「新型インフルエンザ」として流行したインフルエンザ亜型ですが、その後しばらくはほとんど姿を消していました。そのため、当時の流行にさらされていない乳幼児に大流行する可能性も危惧されていたのですが、現時点ではAH1pdm09とAH3は拮抗しており、今後の経過を見ていく必要があります。なお、AH3とAH1pdm09はともにA型インフルエンザの亜型であり、B型の2種とともに今年度のインフルエンザワクチンの対象となっております。

出だしが遅れたとは言え、今後患者数が増えていくことは明らかですから、皆さま気を付けてください。なお、シーダ・ウォークでは高齢者施設という特徴も鑑み、12月21日から面会の方々全員にマスクの着用をお願いしております。ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

利用者さんの安全を守るために



シーダ・ウォークでは、利用者の皆さまが快適に過ごせるように、転倒・転落による骨折などをしていない環境作りに努めております。

施設として、推奨するもの、用意しているものなどをまとめたポスターを各フロアに掲示しておりますので、是非ご覧ください。

面会時のマスク着用のお願い

インフルエンザ流行時期のご面会時には、マスクの着用と手指の消毒をお願いしています。マスクはご持参いただくか、お忘れの際は1階総合案内横で販売しています。なお、体調がすぐれない方のご面会は、お断りさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。利用者さんの感染症予防のため、皆さまのご協力をお願いいたします。

イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

- 1月16日(土)オペラコンサート  
【長野安垣さん】
- 1月23日(土)フルートコンサート  
【むさしのフルートアンサンブルの皆さん】
- 1月30日(土)合唱コンサート  
【ブルースターの皆さん】



栄養科より今月の一押しメニュー



新年1月1日(金)~3日(日)は、おせち料理を取り入れた献立をご用意します。また、1月7日(木)の朝食には七草粥、11日(月)のおやつにはお汁粉(鏡開き)と、これから季節感を大切にしながら、栄養バランスのよい食事を皆さまにご用意させていただきます。食は健康の源です。しっかり食事をとり、元気にお過ごしください。



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

熟年離婚

長年連れ添ったご夫婦が離婚されることも、昨今では珍しくなくなりました。ご高齢の方から離婚に関する法律相談を受けることは、決して珍しくありません。離婚したい理由は様々です。私自身の経験に照らして言えば、①性格(価値観)の不一致、②介護の負担に耐えられなくなった、③暴言や暴力、④異性関係などがあります。

①、③は定年退職後に、夫婦が一緒にいる時間が増えることを契機に、長年に渡る蓄積が噴出して問題になる例が多くみられます。②は重度の認知症になった相手方を介護する生活が続く中、人が変わってしまった相手方を目の当たりにして、心が折れてしまい、離婚を決意する方が多いように思われます。④異性関係・不倫と言うと、若年~中年の夫婦に多いと思われがちですが、高齢者にもそれなりにあります。子どもが独立するなどの親族への影響の低下、年金分割や財産分与の対象になる資産の形成によって、離婚をためらう経済的な要因が低下していることなどの要因もまた、熟年離婚の増加の背景として指摘できます。

ただ、実際に離婚の話を始めると、紛争に発展することが少なくありません。性格の不一致や暴力・暴言が問題になる場合、長年の蓄積が問題になりますが、長期かつ多数の出来事が問題になるため、認識の「食い違い」が生じやすくなるのです。また、重度の認知症の方は通常、離婚意思を表示できません。この場合、協議離婚はできないので、裁判をすることになります。法律では、回復の見込みのない強度の精神病や、婚姻を継続し難い重大な事由を離婚原因として掲げているものの、具体的な事案との関係で、認知症が離婚理由になるかは難しい判断になります。夫婦としての生活が困難な場合であっても、相手方が過酷な状況に置かれてしまう場合には、離婚が認められないこともあります。分与対象財産が多額になる時には、資産形成への寄与度が熾烈に争われることもあります。

複雑な法解釈や感情的な問題が絡むため、離婚問題が当事者だけで解決できないことは珍しくありません。お悩みの方は、ぜひ一度弁護士にご相談ください。

桜丘法律事務所 弁護士  
師子角 允彬(ししかど のぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>)

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2015年12月25日発行 vol.103 編集:島田・谷本・大島

デイケア企画

# 園遊会



園遊会って？

園遊会とは、シーダ・ウォークが企画している日帰り旅行の事で、毎年秋に開催され今年で10回目を数える人気企画です。初期はホテルなどで皆さんとお食事を楽しむだけでしたが、毎年工夫を重ねていくうちに、今では様々な観光地へ旅行を楽しんでいただけるような行事へと進化を続けています。

今年は・・・『川越』

川越は、埼玉県のほぼ中央に位置する町で、江戸時代には城下町として栄え、「小江戸川越」と呼ばれるようになりました。現在では、国から歴史都市に認定されています。

江戸末期から残る蔵造りに始まり、明治の土蔵、大正浪漫の風格漂う店舗、昭和を経て平成まで続く近代的な建物が一つの街に集まって、どこか懐かしい雰囲気を感じられる魅力的なところです。

当日は、会食の後、ガラス工房でのガラス細作業を楽しみ、江戸の名残を今に伝える「川越まつり」の山車やお囃子を間近で見学することができました。それぞれの間には自由に川越の街を散策し、食べ歩きやショッピングなど、思いおmoiの時間を過ごす事ができました。

参加された方から  
こんな声がありました

- ・最近遠出してなかったのが喜んでいました。
- ・楽しい思い出作りができました。感謝しています。
- ・雨も降らなかったのが、景色を楽しむことができました。
- ・何年かぶりに家族で出かけることができ、家に帰ってからも楽しかった話で盛り上がりました。

※ご家族も一緒に参加できます！！



今後も、利用者さんに喜んでいただけるような企画を  
考えていきます！！

今月の専門職  
相談員

相談員は、地域の皆さまにシーダ・ウォークを活用いただくための窓口を担っています。ご利用に関する相談や、利用者さんの退所後の生活のことなど、心理・社会的困り事に対して、社会資源(サービスや施設など)や社会福祉制度を活用した支援を行っております。また、地域のネットワークづくりにも参画しています。お気軽にご相談ください。